

知財ist研修2018シラバス

【知財ist研修2018】	
課程	法律課程
科目	技術保護法（産業振興法） 4日間
副題	～特許法、実用新案法、意匠法、総論・各論、判例、演習～
日程	2018年5月11日（金）、5月16日（水）、5月25日（金）、5月30日（水） いずれも10:00～17:00
講師	早稲田大学 法学部・大学院法学研究科 教授 高林 龍 氏
科目別受講料	会員66,000円、一般82,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（45日間）会員500,000円、一般600,000円 法律課程おまとめ受講料（16日間）会員200,000円、一般260,000円
説明	本科目では、特許法を中心として、総論から各論まで判例を取り入れながら、知財実務担当者、および法務関係者のために体系的に講義します。特許法について重点的に研修していきますので、実用新案法、意匠法については4日目に概要を説明します。
レポート、演習の有無等	講義最終日にレポート課題を提示します。希望者は講師による採点を受けることができます。（おまとめ受講者で、知財ist研修の修了証書が必要な方はご提出が必須です。）レポートの返却は、ご提出期限より2、3カ月後となります。
事前質問について（研修日より1週間前まで）	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、5/2までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。（ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）

知財ist研修2018シラバス

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>【第1回】 特許法の目的 「発明とは何か」 発明の種類 自然法則の利用 技術的思想 創作 高度のもの 特許の要件 産業上の利用可能性 新規性・進歩性 先願 特許を受けることができない発明 発明者主義 特許を受ける権利 仮実施権制度 冒認出願</p> <p>【第2回】 従業者発明 職務発明の要件 特許発明の技術的範囲</p>	<p>明細書 特許請求の範囲 均等論 間接侵害 特許権の効力 特許権の消滅</p> <p>【第3回】 特許権の効力の及ばない範囲 実施権 権利の譲渡 出願から登録まで 審判の種類 特許異議申立制度 審決取消訴訟 過失の推定 損害賠償請求 差止請求</p> <p>【第4回】 実用新案法 意匠法</p>
<p>参考書籍等</p>	<p>「標準特許法」第6版（高林龍著）有斐閣を使用します。 受講生には、テキストとして配布します。</p>	
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・判例などを多く用いて説明していただいたので、大変分かりやすかったです。 ・実務的な要素も含めてお話頂き、とても面白かったです。 ・技術畑を長く歩んできた自身の考え方に対し、法律を改めて理解し直すことができ、感謝いたします。 ・法律の背景や、最新の情報まで盛りだくさんで、とても参考になりました。 ・質問しやすい雰囲気面白かった。 	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。 ・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。 ・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。） 	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、4日間で22単位が認められる予定です。</p>	

2018.3.12